

保 存 期 間 長 期

通達乙生総第215号

平成21年2月26日

本部内各部課（所、隊）長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則の制定について

このたび、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例施行規則（平成21年茨城県公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）が別添のとおり公布され、平成21年4月1日から施行されることとなった。

この制定の趣旨及び概要等については、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

改正された茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例（平成13年茨城県条例第34号。以下「条例」という。）が平成21年4月1日から施行されるが、改正後の条例第6条第5項では、公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となる者を待つ行為（いわゆる客待ち行為）が禁止されたことから、当該地域を定める公安委員会規則を制定する必要がある。

また、同条第4項では公共の場所における接待飲食等営業（人の身体等に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）の客等や当該営業に従事する者を誘引する行為、同条第6項では客待ち行為に対する警察官による中止命令が規定されたが、中止命令違反があった場合には犯罪捜査に移行することがあるため、そ

の立証上、中止命令は文書によることが望ましく、かつ、中止命令が県民に対する不利益処分である性格をかんがみ、中止命令の手続や文書の様式について、県民への周知の観点から、公安委員会規則に盛り込もうとするものである。

2 規則の概要

(1) 命令の方法（第2条、別記様式第1号から第3号まで関係）

違反者に対する中止命令は命令書により行い、命令書を交付した際は違反者から命令書受領書・違反確認書を徴することとする。

(2) 公安委員会規則で定める地域（第3条、別表関係）

客待ち行為を禁止する地域として、規制を行う必要性が高いと認められる水戸市大工町周辺、水戸駅前周辺、土浦市桜町地区、土浦駅前周辺を別表で定める。

3 その他

条例及び規則に基づく中止命令の実施要領については、茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例に基づく中止命令の実施要領の制定について（平成21年2月26日付け通達乙生総第216号）により行うこと。